

# 令和8年度三重のふるさと応援カンパニー推進事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度三重のふるさと応援カンパニー推進事業業務委託

## 2 目的

三重県では、農山漁村地域と企業を結び付け、県内の農山漁村地域において、住民とともに地域の資源（農林水産業、歴史文化、景観等）を活用しながら、新たな価値を創造・共有し、よりよい共生の関係づくりに取り組んでいる。

近年、企業が農山漁村地域と関わる動機としては、企業PRやCSR活動の他、新規ビジネス展開や人材確保などニーズの多様化が進んでいるとともに、地域活性化における企業の役割が様々な角度から注目されていることから、企業の地域活性化自体への関心も高まっている。

一方、県内の農山漁村地域においても、課題解決や活性化を図るための手段の一つとして、企業との連携を望む声があるものの、企業に対してアプローチする方法やノウハウが無いいため、連携が図られていない状況にある。

本業務委託においては、人口減少・少子高齢化などの課題を抱える県内農山漁村地域の地域団体を対象とし、課題解決や活性化を目的とした企業との連携に向け、地域団体が抱えている課題の本質を分析した上で、企業に対して地域の特性を最大限活用した連携内容を提案するための支援を実施することにより、県内農山漁村地域の課題解決及び活性化を図る。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) セミナーの実施

#### ①対象

県内農山漁村地域において課題解決や地域活性化を目指す地域団体を主とするが、事業者や行政、企業との連携に意欲のある方々なども対象とし、幅広く募集を行う。

受講者数：20名程度

想定：農泊推進協議会、子ども農山漁村ふるさと体験推進事業受入地域協議会、多面的機能支払交付金活動組織、中山間地域等直接支払交付金に係る協定を締結した集落、市町、観光協会、地域おこし協力隊など

#### ②目的

農山漁村地域と企業の連携に必要な知識を習得し、受講者が企業との連携に

向け主体的に取り組む動機付けを行う。また、企業との連携における県内農山漁村地域側の課題やニーズを把握することで、今後、三重県が行う農山漁村地域と企業の連携支援に向けた基礎資料とする。

### ③実施期間・実施回数

契約締結日から令和8年9月末までを目安に、セミナーを1回（4時間程度）実施すること。

### ④実施日時・実施会場・実施方法

4（1）①の受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定すること。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保及び調整等の運營業務を一括して受け持つこと。

オンライン配信と組み合わせたハイブリッド開催や一定の期間内におけるアーカイブ配信など、多様な方法により受講者を確保する工夫を行うこと。

### ⑤セミナーの内容

農山漁村地域にとって、企業との連携を図ることが、自らが抱える課題等の解決手段の一つになり得ると感じるような内容とすること。

具体的には、農山漁村地域と企業の連携を題材に、国内の農山漁村地域において企業との連携により地域活性化や課題解決につながった成功事例の紹介とその事例が成功した理由の説明及び最新のトレンドや企業を取り巻く社会情勢、法令を踏まえた企業側のニーズについての内容を含んだものとし、講師も含めて企画提案書にて提案を行うこと。

### ⑥セミナーの広報及び研修受講者の募集

受講者の募集に用いるチラシデータの作成については、三重県と協議の上、受託者が行うこと。ただし、当該チラシの配布など受講者の募集については、三重県が行うので、受託者はセミナー開催予定日の1か月前を目安に当該チラシデータを三重県へ納品すること。

### ⑦アンケートの実施

受託者は、受講者を対象に県内農山漁村地域が持つ強みや特性についての情報収集等を目的としたアンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査の内容には、これまでに受講者が地域活性化や課題解決のために実施した取組や過去に携わった企業との連携事例を把握できる設問を含めること。

## （2）個別支援の実施

### ①地域団体の選定

ア 受託者は、受講者の中から、企業との連携に向け個別支援を希望する地域団体を募集し、個別支援を行う地域団体を選定すること。

イ 受託者は、個別支援を行う地域団体選定のため、「審査基準（案）」を作成し、三重県が定める日（7月下旬予定）までに提出、その後、三重

県と協議して「審査基準」を決定すること。

- ウ 受託者が個別支援を行うために選定する地域団体は3団体とすること。
- エ 受託者が個別支援を行うために選定する地域団体の最終決定においては、三重県と協議の上、決定すること。
- オ 受託者は、参加が決定した地域団体に対して、参加が決定した旨の通知を速やかに行うこと。

## ②個別支援の内容

- ア 地域団体は、提案書を作成し、企業に対して提出する。なお、企業への提出方法は訪問によるものとし、訪問する際の日程調整は三重県が行う。
- イ 上記アの提案書には、概ね次の内容を記載すること。
  - ・地域の魅力
  - ・企業とともに取り組みたいこと又は企業の協力を得たいこと
  - ・企業にとってのメリット
  - ・地域団体の連絡先
- ウ 上記アの提出企業は、できるだけ、地域の課題解決が可能であり、かつ、地域団体が連携を望む相手とすることとし、最終的な提出企業の決定については地域団体、受託者及び三重県が協議のうえ決定する。
- エ 受託者は、上記の実現に向け次に掲げる内容を含む個別支援を行うこと。
  - ・地域団体に対し、完成した提案書の提出先として具体的なターゲット像を設定させる。
  - ・提案書の内容について、実現可能性を高めるため地域団体に助言する。
  - ・適宜、地域団体と連絡調整を行う。

## ③実施回数

- ア 個別支援の実施は、3地域団体が作成した提案書に対して各1回、助言を行い、それを受けて地域団体が修正した提案書に対し、さらに各1回以上の助言を行うこと。
- イ 個別支援の実施方法は対面又はリモートとすること。ただし、各1回は現地視察を含めた個別支援とすること。

## (3) 令和7年度個別支援地域団体に対するフォローアップの実施

### ①フォローアップの内容

- ア フォローアップを実施する地域団体は、令和7年度三重のふるさと応援カンパニー推進事業業務委託における個別支援において、企業との連携に向け提案書を作成した3地域団体とし、受託者は当該提案書の実現に向けたフォローアップを行う。
- イ 三重県は受託者に対して、令和7年度三重のふるさと応援カンパニー推進事業業務委託における個別支援に係る成果資料を貸与する。
- ウ 受託者は、契約締結後速やかにフォローアップの実施先3団体に対し、

企業との連携における進捗状況、課題及び今後の展望等を調査すること。  
エ 受託者は、上記イ及びウの内容を踏まえたうえでフォローアップの方針を三重県と協議のうえ決定し、当該方針に則ってフォローアップを実施すること。

オ 適宜、フォローアップを実施する地域団体と連絡調整を行うこと。

#### ②実施回数

ア フォローアップの実施は、3地域団体に対して、企業との連携における進捗状況に応じて各2回以上の助言を行うこと。

イ フォローアップの実施方法は対面又はリモートとすること。ただし、各1回は現地視察を含めたフォローアップとすること。

#### (4) その他

①受託者は、4(1)⑤についての知識を有する専門家と事業全体をサポートする運営スタッフを確保すること。

なお、上記専門家は4(2)②エ及び4(3)①エを履行できる者であること。

②受託者は、運営に必要な備品等（インターネット、電源などの設備環境、文具、消耗品など）を準備すること。

### 5 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務完了報告書を作成のうえ、下記のとおり提出すること。

#### (1) 業務完了報告書の提出

##### ①提出期限

令和9年3月12日（金）

##### ②提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

##### ③提出物

ア 業務完了報告書（セミナー、個別支援及びフォローアップにおける実施日時や参加人数、配布資料、セミナー開催風景の写真、アンケート結果等、本業務の実施内容を取りまとめたもの）

イ 4(2)②アの提案書

※印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

#### (2) その他

①報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。

②業務実施状況等をわかりやすく編集すること。

## 6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては、必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果品（上記5（1）③の提出物をいう。4（1）セミナーで使用した資料は除く。以下同じ）の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、4（2）②において作成した提案書については、当該提案書を作成した者が著作権を有するものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 受託者は、写真撮影にあたっては、肖像権を侵害しないよう、被写体となる人の許諾を得て撮影するか、個人が特定できないような開催風景の写真とすること。
- (5) 委託業務の履行にあたっては、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

参考：[プロジェクト アーカイブ | 三重のふるさと応援カンパニー推進事業](#)